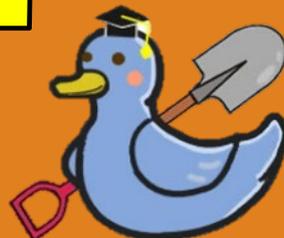


埋文のトリセツ

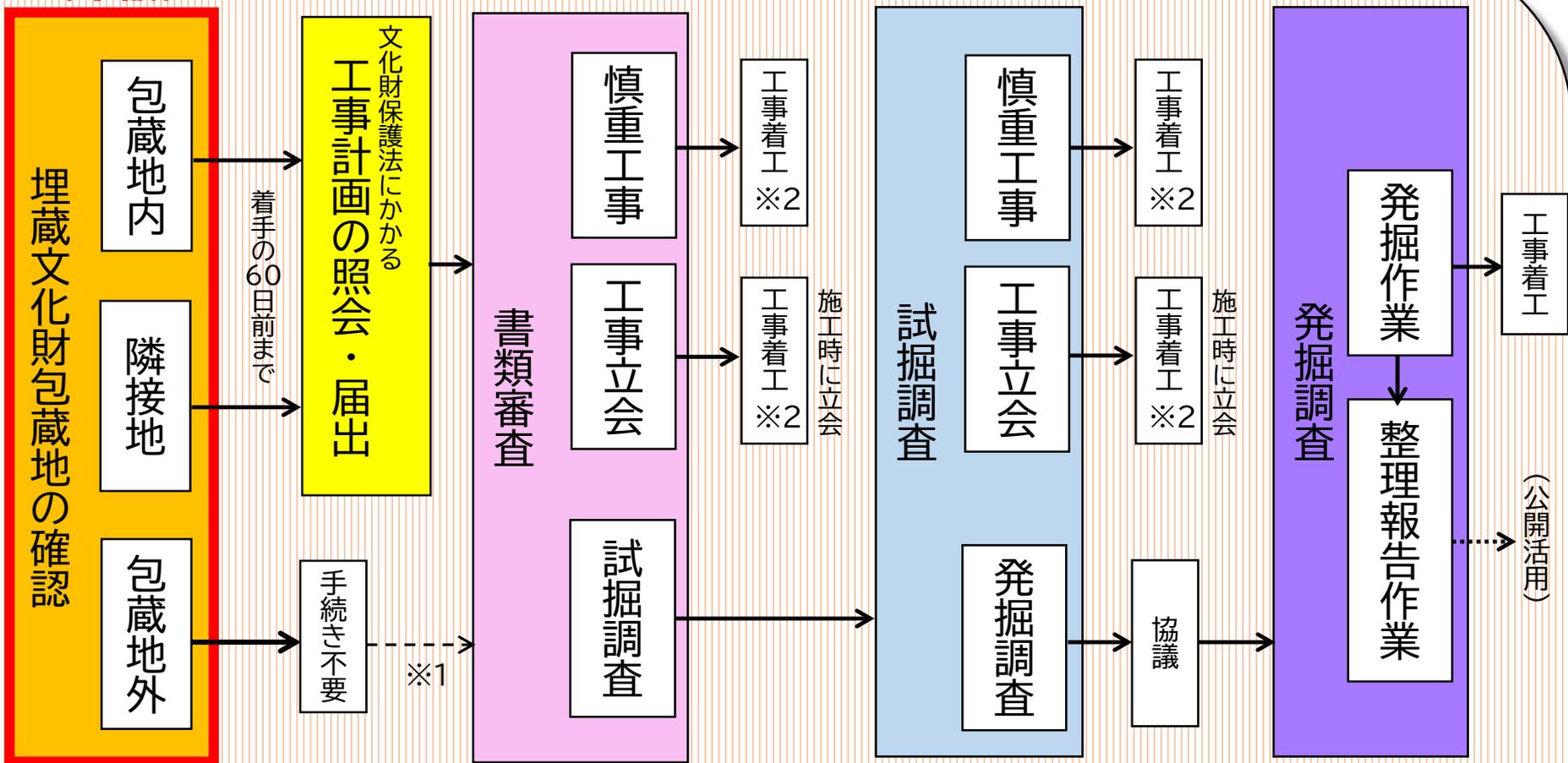


～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～

① 「包蔵地かどうかを調べるには？」編



(本編)



※1 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法33条にかかる採取計画認可申請を行う場合は、協議の対象となります。

※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



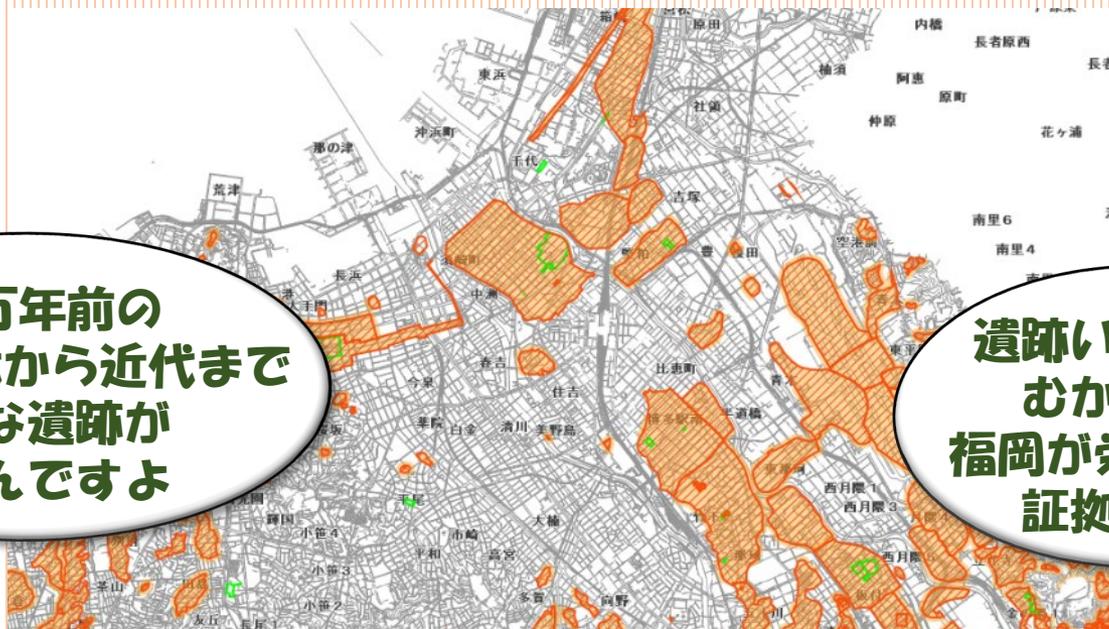
本編のテーマ「包蔵地の確認」

- 文化財保護法第93条では、
土木工事等のために「周知の埋蔵文化財包蔵地」を掘削しようとする場合には、**工事着手日の60日前までに**届け出なければならない、とされています。
- そのため、まず、土木工事等を計画している場所が「**周知の埋蔵文化財包蔵地**」に該当しているかを確認する必要があります。



◆「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは…

埋蔵文化財の存在が知られている土地のことで、
福岡市内には、約1,000カ所あります。



約3万年前の
旧石器時代から近代まで
多様な遺跡が
あるんですよ

遺跡いっぱい！
むかしから
福岡が栄えていた
証拠ピヨ！



福岡市埋蔵文化財包蔵地分布地図

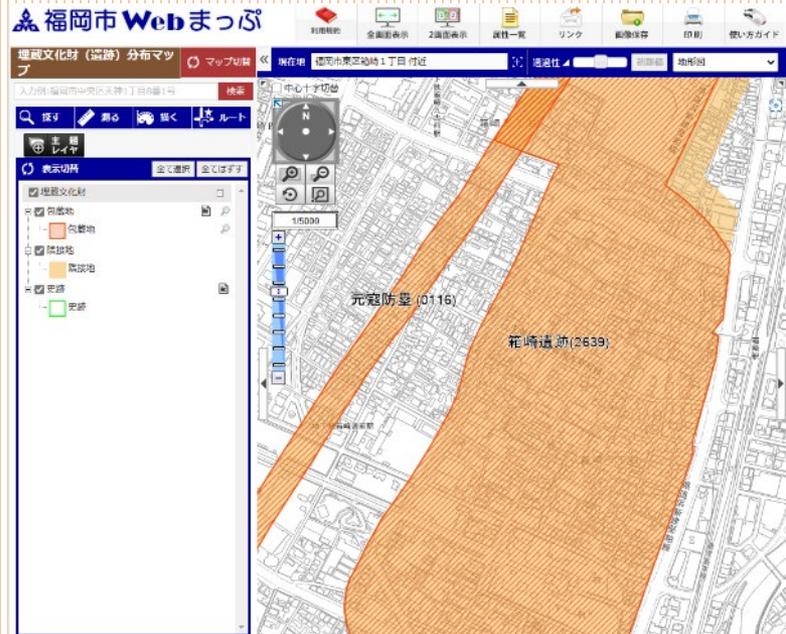


◆「分布地図」とは…

埋蔵文化財包蔵地の周知のために、
地方自治体が作成し、公開しています。

注意！

範囲が**変更**されることが
あるため、
最新の情報を**確認**する
必要があります。



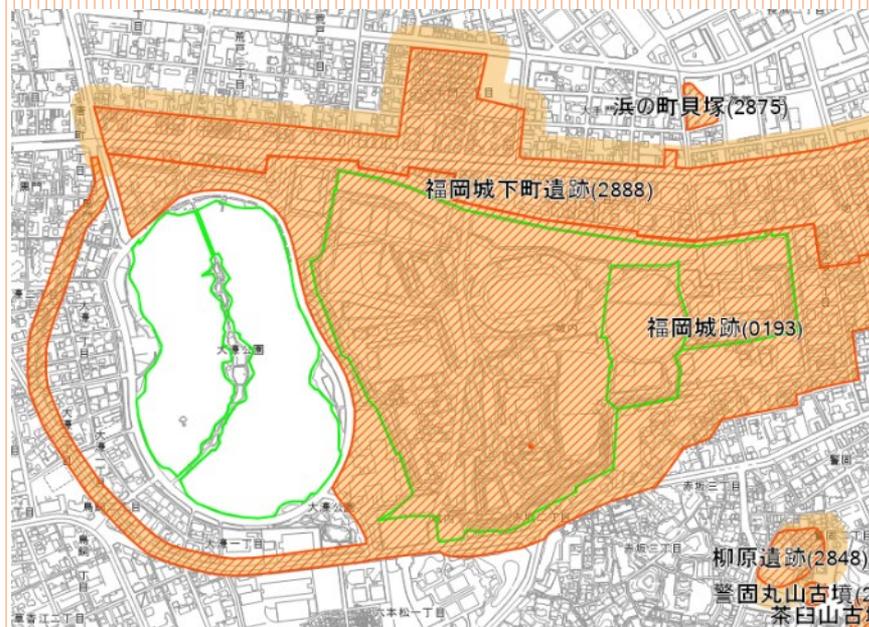
窓口の地図や
「福岡市Webまっぷ」に
随時更新されます





**Q：包蔵地分布地図って、
どうやって作ってるピヨ？**

**A：遺物の採集や試掘調査、
本来の地形や古地図など、
さまざまな情報をもとに、
包蔵地の範囲を設定してい
ます。**





Q：包蔵地の範囲が 変更されるのはなぜピヨ？

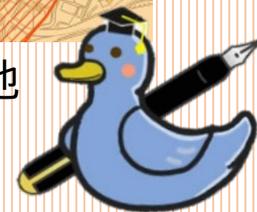
A：包蔵地分布地図の精度を高めるため、
最新の調査成果などを反映させています。

例えば

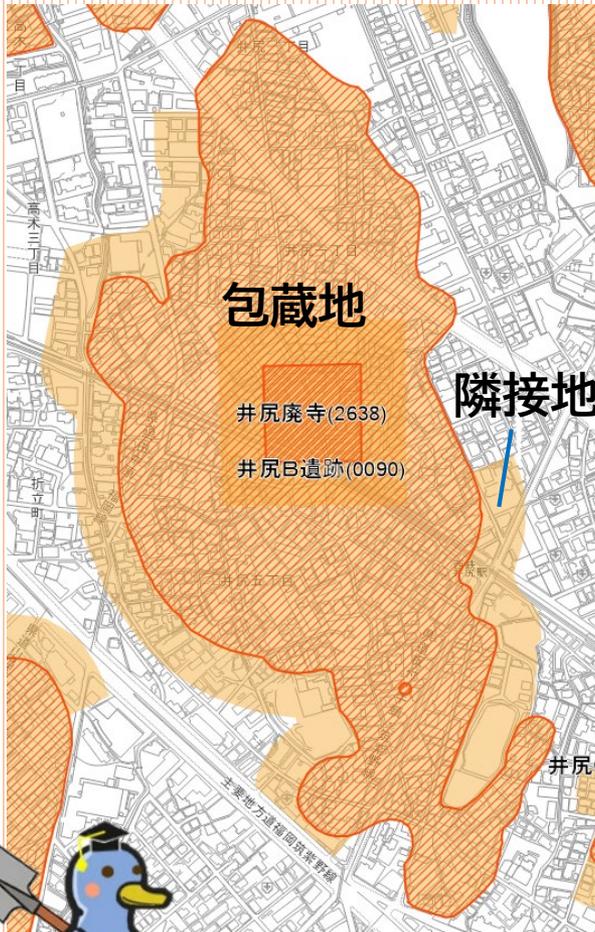
- ・包蔵地の新規登録
- ・包蔵地範囲の拡大
- ・包蔵地範囲の縮小
- ・開発済み範囲の届出免除



例) 伊都土地区画整理事業地



◆埋蔵文化財包蔵地分布地図の見方



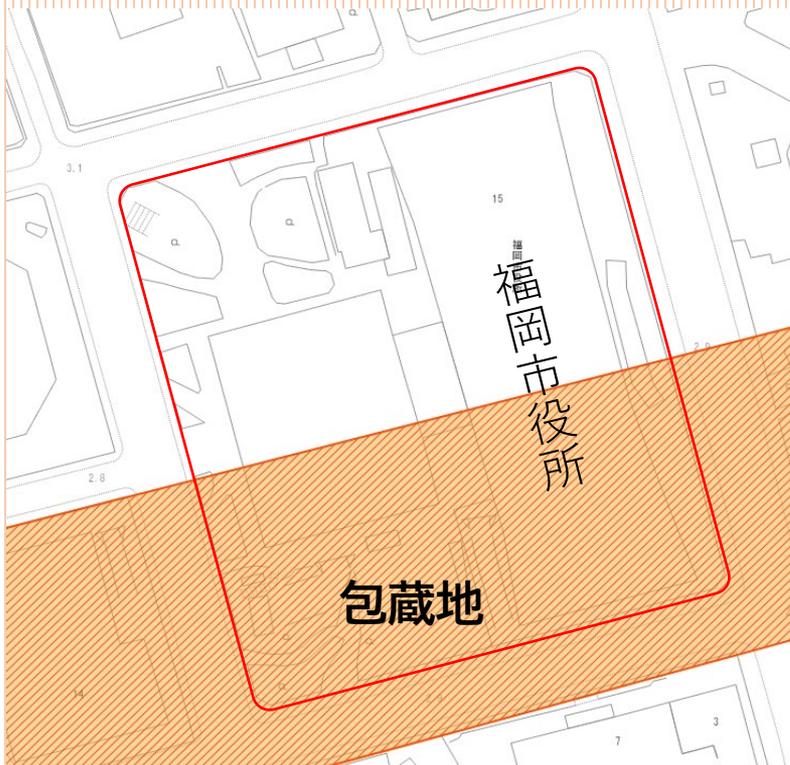
●福岡市では、
包蔵地 と **隣接地**
を都市計画図上に示しています。

Point

埋蔵文化財は地下にあるため、
その存在や範囲を正確に示すことが難しい、
という側面があります。

そのため、福岡市では、
包蔵地が広がる可能性がある範囲(隣接地)を
包蔵地の周囲50mに設定しています。

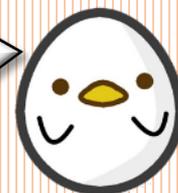




- 対象地の敷地の一部でも色がかかっていれば、「包蔵地」「隣接地」と扱います。
- 建物の範囲ではなく、「敷地の範囲」で判断します。

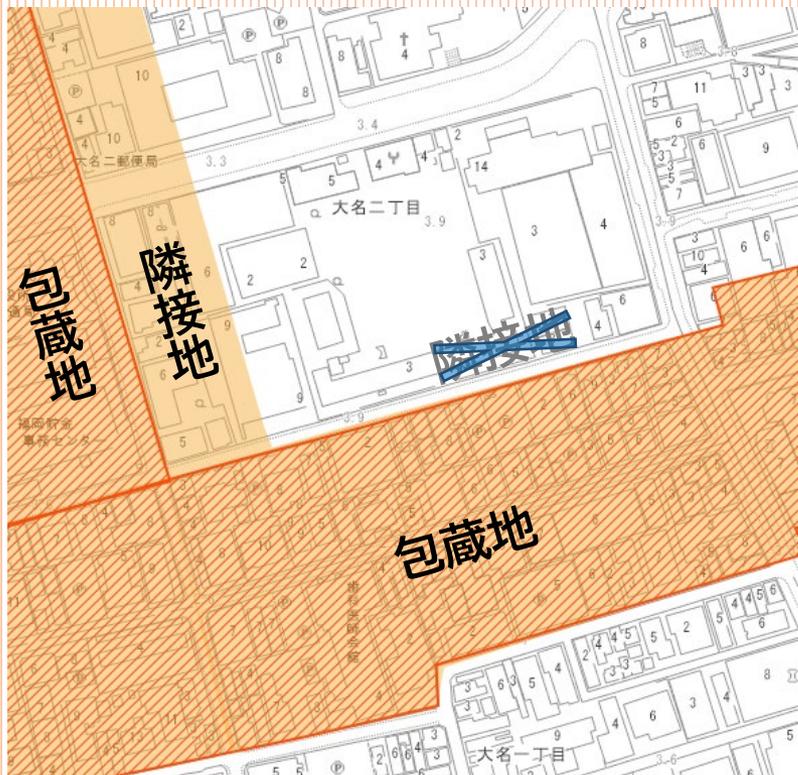


福岡市役所は
「包蔵地内」
ピヨ!





Q：包蔵地のそばは「隣接地」のはずなのに、色が塗ってないのはなぜピヨ？



A：色が付いていない部分は、「包蔵地外」です。
包蔵地が広がらないと確認できた範囲には、隣接地を設定していません。



◆埋蔵文化財包蔵地の確認方法

手順1 「包蔵地外リスト」を確認する



手順2 「福岡市Webマップ」で分布地図を閲覧する

⇒判別が難しい場合は、

- ・窓口で地図を閲覧する
- ・ファックス・メールで問い合わせる



手順1 「包蔵地外リスト」を確認する

福岡市では、埋蔵文化財包蔵地を全く含まない地域を、

「包蔵地外リスト」として公開しています。

HP「福岡市の文化財」
ホーム画面



「遺跡内での土木工事」
をクリック



スマホから見るときは
[PC表示] にしてくださいね



手順1 「包蔵地外リスト」を確認する

③ 「遺跡内での土木工事」



「1. 遺跡かどうかを
調べるには」
の「詳細」をクリック



1. 遺跡かどうかを調べるには

市内で土木工事等を計画している場合、まず、その計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地や隣接地に該当するかどうか、また、工事に先立つ手続きが必要かどうかを確認してください。

詳細
→

④ 「包蔵地外リスト」を ダウンロード

手順1 「包蔵地外リスト」での確認

- 周知の埋蔵文化財包蔵地を全く含まない町丁名の一覧を、**区別**に作成し、公開しています。
- リストに掲載されている地区は、**包蔵地・隣接地の範囲外**ですので、工事に先立つ手続きは不要です（※）。
- リストは、**毎月初めに更新**していますので、**証明**としてご活用ください。
- 包蔵地の範囲は変更される場合がありますので、必ず最新のリストを確認して下さい。
- リストに掲載されていない地区は、包蔵地や隣接地に該当する可能性がありますので、**手順2の方法**でご確認下さい。

包蔵地外リスト（各区別）



手順1 「包蔵地外リスト」を確認する

「包蔵地外リスト」に掲載の地域は包蔵地を含まないため、**包蔵地分布地図を確認する必要がありません。**

「包蔵地外リスト」は

- ・各区別に一覧を作成
- ・毎月1日に更新
- ・証明書として使用可能

埋蔵文化財包蔵地に含まれない地域一覧（包蔵地外リスト）

中央区

令和5年3月
福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財課

荒津1丁目	御所ヶ谷	鳥飼1丁目	春吉1丁目	港1丁目
荒津2丁目	笹丘1丁目	鳥飼3丁目	春吉2丁目	港3丁目
今泉1丁目	笹丘2丁目	那の川2丁目	春吉3丁目	薬院1丁目
今泉2丁目	笹丘3丁目	長浜1丁目	平尾1丁目	薬院2丁目
大宮1丁目	山荘通3丁目	長浜2丁目	平尾2丁目	薬院3丁目
大宮2丁目	浄水通	長浜3丁目	平尾4丁目	薬院4丁目
小笹1丁目	白金1丁目	那の津1丁目	平尾5丁目	大字薬院
小笹2丁目	白金2丁目	那の津2丁目	大字平尾	薬院伊福町
小笹3丁目	高砂1丁目	那の津3丁目	平丘町	六本松2丁目
小笹4丁目	高砂2丁目	那の津4丁目	平尾浄水町	六本松3丁目
小笹5丁目	谷1丁目	那の津5丁目	福浜1丁目	六本松4丁目
清川1丁目	地行浜1丁目	西中洲	福浜2丁目	渡辺通1丁目
清川2丁目	地行浜2丁目	梅光園1丁目	古小島町	渡辺通2丁目
清川3丁目	舞園1丁目	梅光園2丁目	平和3丁目	渡辺通3丁目
草香江2丁目	舞園2丁目	梅光園3丁目	平和5丁目	渡辺通4丁目
警固1丁目	天神3丁目	梅光園団地	南公園	渡辺通5丁目

上記に記した住所の地区は、埋蔵文化財包蔵地に含まれておりません。

民間事業者が再開発する場合は、照会・届出は不要です。

ただし、都市計画法第32条や採石法に関わる事業の場合は、協議が必要となります。

便利ピョ!



手順1 「包蔵地外リスト」を確認する

例えば・・・

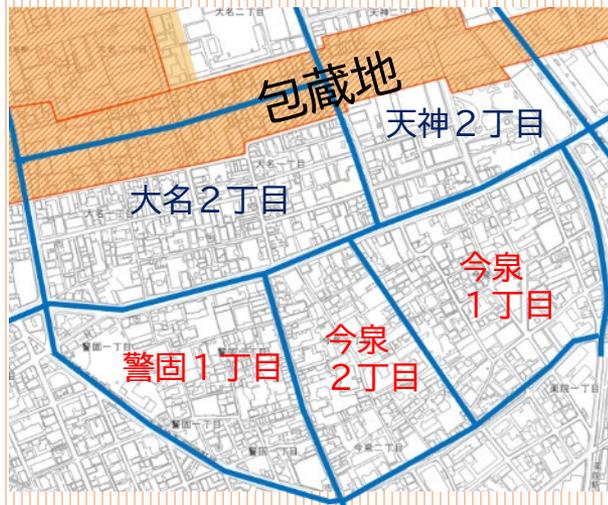
- 今泉1・2丁目、警固1丁目は包蔵地を含まない⇒リストに掲載
- 大名2丁目、天神2丁目は一部が包蔵地に該当 ⇒ **手順2** へ

埋蔵文化財包蔵地に含まれない地域一覧（包蔵地外リスト）

令和5年3月
福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財課

中央区			
荒津1丁目	御所ヶ谷	高針1丁目	春吉1丁目
荒津2丁目	笹丘1丁目	鳥飼3丁目	春吉2丁目
今泉1丁目	笹丘2丁目	那の川2丁目	春吉3丁目
今泉2丁目	笹丘3丁目	長浜1丁目	平尾1丁目
大宮1丁目	山荘通3丁目	長浜2丁目	平尾2丁目
大宮2丁目	浄水通	長浜3丁目	平尾4丁目
小笹1丁目	白金1丁目	那の津1丁目	平尾5丁目
小笹2丁目	白金2丁目	那の津2丁目	大字平尾
小笹3丁目	高砂1丁目	那の津3丁目	平丘町
小笹4丁目	高砂2丁目	那の津4丁目	平尾浄水町
小笹5丁目	谷1丁目	那の津5丁目	福浜1丁目
清川1丁目	地行浜1丁目	西中洲	福浜2丁目
清川2丁目	地行浜2丁目	梅光園1丁目	古小島町
清川3丁目	舞園1丁目	梅光園2丁目	平和3丁目
森香江2丁目	舞園2丁目	梅光園3丁目	平和5丁目
警固1丁目	天神3丁目	梅光園団地	南公園

上記に記した住所の地区は、埋蔵文化財包蔵地に含まれておりません。
民間事業者が再開発する場合は、照会・届出は不要です。
ただし、都市計画法第32条や採石法に関わる事業の場合は、協議が必要となります。



手順2 「福岡市Webマップ」で分布地図を閲覧する

「包蔵地外リスト」に掲載されていない地区は、
分布地図と照合して確認する必要があります。

HP 「福岡市Webマップ」内

URL <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal>



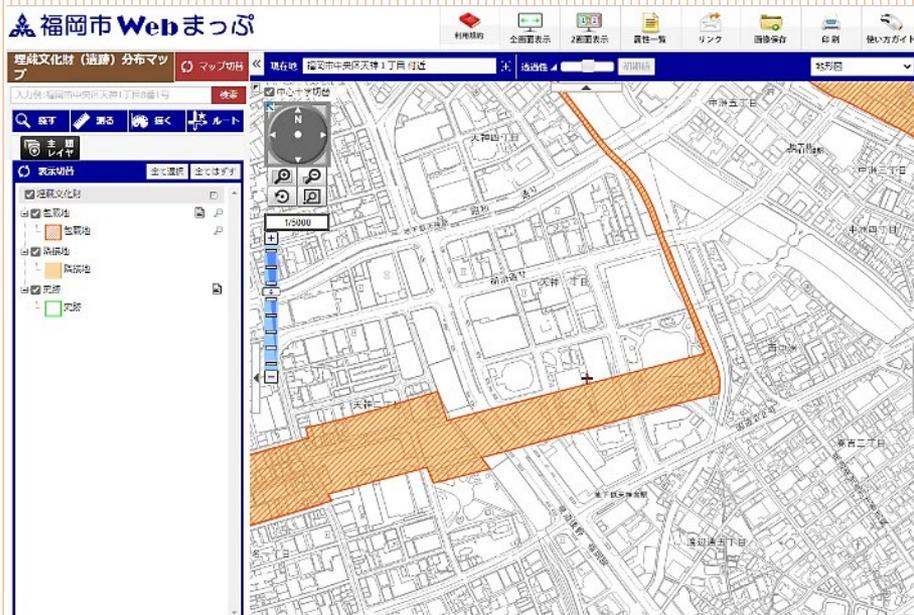
→ 「埋蔵文化財(遺跡)」
から閲覧できます。



印刷もできますよ



手順2 「福岡市Webマップ」で分布地図を閲覧する



- 対象地の敷地の一部でも色がかかっていれば、「包蔵地」「隣接地」と扱います。
- 建物の範囲ではなく、「敷地の範囲」で判断します。

注意！

包蔵地や隣接地に近い場所で、判別が難しい場合は、窓口やメール・ファックスで、お問い合わせください。



【窓口でのお問い合わせ】

場所： 福岡市役所14階 埋蔵文化財課

時間： 平日 9:00～12:00 / 13:00～17:00



【ファックス・メールでのお問い合わせ】

対象地の地図を送付すると、
包蔵地の確認結果を
ファックスやメールで
受け取ることができます。

※電話での問い合わせは、場所や範囲の特定が
困難なため、受け付けていません。



回答書例

ファックス送信表

F 国第 2022-8001
2023年 1月 4日

様

福岡市経済観光文化局文化財活用部
埋蔵文化財課

埋蔵文化財包蔵地の確認結果について

に照会があった下記の土地について、埋蔵文化財を確認したところ、次のような結果を得ましたので回答いたします。

照会地:	福岡市中央区天神 1丁目 8-1 (地図表示場所)
包蔵地内:	(福岡城跡)
結果:	土木工事等の開始に際しては、文化財保護法に係る事前手続きが必要となります。

(補記事項)
 ・包蔵地範囲については、将来変更されることがありますので、最新の情報をご確認ください。
 ・工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、速やかな届出が必要です。(文化財保護法 96 条)
 (お知らせ)
 ファックス照会の当日回答は原則 16:00 受付分までです。それ以降は、翌平日午前のお返事となります。

【お問い合わせ先】 福岡市経済観光文化局 文化財活用部 埋蔵文化財課 事前審査係
 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1(福岡市役所 14 階)
 TEL:092-711-4667 FAX:092-733-5537 Mail:maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
 ホームページ「福岡市の文化財」<https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/> 福岡市の文化財

埋蔵文化財の手続きはインターネットでも可能です!

埋蔵文化財包蔵地の確認	土木工事の事前手続き
-------------	------------

- ◆包蔵地外リストのダウンロード
- ◆埋蔵文化財包蔵地の確認
HP「福岡市の文化財」→「郷土を調べるには」
- ◆包蔵地分布地図の閲覧
ウェブサイト「福岡市 Web まっふ」→「埋蔵文化財(遺跡)」
- ◆手続きガイドや照会・届出書式のダウンロード
HP「福岡市の文化財」→「運営行での土木工事」
- ◆電子申請(スマート申請)
HP「福岡市の文化財」→「運営行での土木工事」



【ファックス・メールでのお問い合わせ】

以下の**記入事項**を記載した用紙に

地図を添付して送付してください。

記入事項	<ul style="list-style-type: none">・対象地の所在地(地番または住居表示)・担当者の連絡先 (氏名、電話番号、返送先のFAX番号やメールアドレス)
添付資料	対象地の範囲を明示した住宅地図等(1:2,500程度)



メールの際は、メール本文に
記入事項を記載してください





**Q：添付するのは、
インターネットの地図でもよいピヨ？**

A：インターネットの地図等、
カラー出力した地図は、
FAXでは読み取れない
ことがあるため、
白黒の明確な地図を
送付してください。
(ゼンリン住宅地図推奨、
1:2,500程度)

インターネットの地図を
ファックスで送ると
こんな感じになってしまいます！



【ファックス・メールでのお問い合わせ】

ファックス送信状の例

FAX 送付状

送信枚数(本紙含む) 枚
 令和 年 月 日

FAX 092-733-5537
福岡市経済観光文化局 文化財活用部 埋蔵文化財課 宛

埋蔵文化財包蔵地の確認について(依頼)

下記の場所が埋蔵文化財包蔵地に含まれているかどうかの確認を依頼します。

記

対象地: 福岡市 **対象地の所在地**

対象地地図: 別添のとおり ー住宅地図等に敷地の範囲を明示してください

<連絡・回答先>

連絡先	社名等	担当者の連絡先	
	氏名		
	電話番号	-	-
回答先	FAX番号	-	-



- 送信状の見本は、HP「福岡市の文化財」からもダウンロードができます。
- メールで送る際は、本文内に記入事項を入力してください。



【ファックス・メールでのお問い合わせ】

送付先

ファックス : 092-733-5537

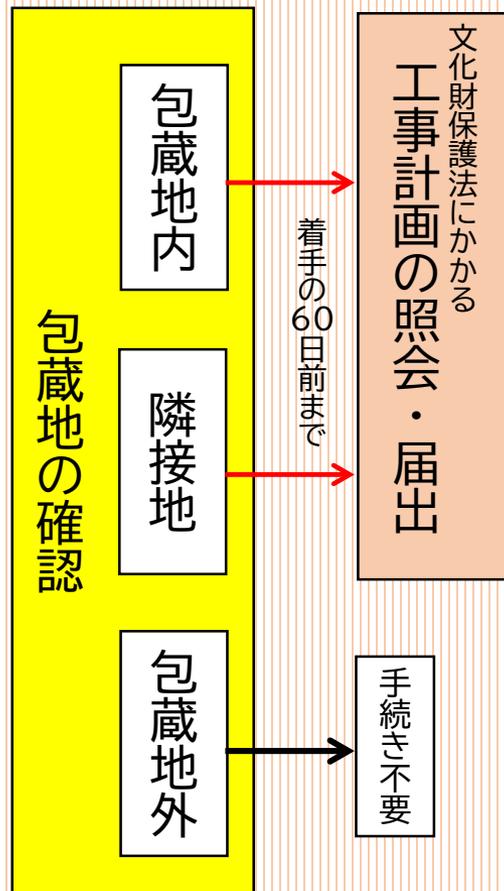
メールアドレス: maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp

回答日

平日16時までの受付分は当日中に回答します。

それ以降は、翌開庁日の午前中に回答します。





●「包蔵地内」「隣接地」で
土木工事を行う場合は、
事前の手続きが必要です。

●「包蔵地外」の場合は、
事前の手続きは不要です。が！



都市計画法第32条にかかる開発許可申請や、
採石法33条にかかる採取計画認可申請を行う場合は、
協議の対象となり、試掘調査をすることもあります。



事前手続きの詳細は、
②「照会と届出ってどうやるの？」編を
ご覧ください！



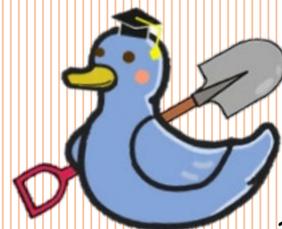


Q：なぜ「隣接地」なのに事前の手続きや、「包蔵地外」なのに事前協議が必要ピヨ？

**A：工事中に遺跡が発見されて、
工事が中断することを未然に防ぐためです。**

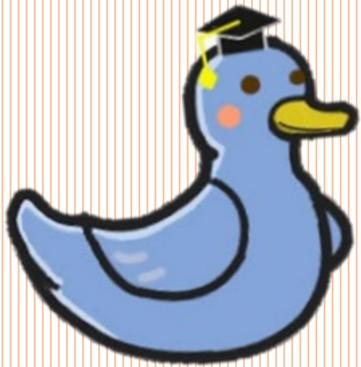
工事中に遺跡を発見したときは、文化財保護法第96条に基づいて、
現状のまま、すみやかに届け出なければなりません。
また、その遺跡の保護のための調査を行うために、
工事の停止・禁止が命じられることがあります。

⇒このような「不時発見」による工事の停止を未然に防ぐため、
隣接地や包蔵地外であっても、試掘調査を行うことがあります。



埋文のトリセツ

～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～



丸隈山古墳の
があこ先生

福岡市経済観光文化局
文化財活用部埋蔵文化財課
事前審査係



考古学者の
たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
HP「福岡市の文化財」 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>